

○職員の分限に関する手続及び効果に関する条例

〔昭和45年12月21日〕
〔条例第11号〕

改正 昭和47年12月1日条例第6号 令和2年6月30日条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第3項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職、休職の手続及び効果に関し規定することを目的とする。

(降任、免職及び休職の手続)

第2条 任命権者は、法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして、職員を降任し、若しくは免職する場合又は同条第2項第1号の規定に該当するものとして、職員を休職する場合においては、医師2名を指定して、あらかじめ診断を行わせなければならない。

2 職員の意に反する降任若しくは免職又は休職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(休職の効果)

第3条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年をこえない範囲内において、休養を要する程度に応じ、個々の場合について、任命権者が定める。

2 任命権者は、前項の規定による休職の期間中であつても、その事故が消滅したと認められるときは、すみやかに復職を命じなければならない。

3 法第28条第2項第2号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。

4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適応については、同項中「3年をこえない範囲内」とあるのは「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

第4条 休職者は、その職を保有するが、職務に従事しない。

2 休職期間中の給与については、別に条例で定める。

(失職の特例)

第5条 公務上の交通事故により禁この刑に処せられ、その刑の執行を猶予された者については、その罪が故意又は重大な過失によるものでなく、かつ、任命権者が別に定める諮問委員会に諮り、情状により特に認めたときは、失職しないものとすることができる。

2 前項の規定により、その職を失わなかつた職員が、刑の執行猶予を取り消されたときは、その取り消された日をもつて、その職を失うものとする。

(規則への委任)

第6条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。